

吉崎市若者出会い応援事業

(長崎県お見合いシステムの場合)

交付までの流れ

01 割引クーポンの発行申請

長崎県お見合いシステムの登録料助成を受けたい場合、登録前のクーポン申請が必須となります。右記申請書類を吉崎市役所地域共創課までご提出ください。



02 クーポンの交付

申請内容の審査後、長崎県お見合いシステム登録時にご利用いただけるクーポンを申請者に交付します。



03 お見合いシステムに登録

吉崎市より交付されたクーポンとともにお見合いシステムへの登録申請を行ってください。



04 登録料の支払い免除

通常価格 2 年間 1 万円の登録料が免除となります。

申請書類

- ① 長崎県お見合いシステム登録料割引クーポン申請書
- ② 独身証明書の写し
- ③ 運転免許証、個人番号カード等本人であることを証する書類の写し

対象要件

- ① 申請日において 20 歳以上 39 歳以下の独身である者
- ② 吉崎市内に住所を有すること
- ③ 市税に滞納がないこと
- ④ 吉崎市暴力団排除条例(平成 24 年吉崎市条例第 29 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有しないこと
- ⑤ 過去に本補助金による助成を受けていないこと
- ⑥ 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの間のサービスの登録又は利用に係る料金であること

クーポンの申請前にお見合いシステムに登録された場合、本補助の対象にはなりませんのでご注意ください。